

川俣町 幼稚園、小・中学校のあり方に関する
提 言 書

平成31年2月

川俣町 幼稚園、小・中学校のあり方検討委員会

目 次

○ はじめに

- 1 川俣町立幼稚園、小・中学校及び保育園を取り巻く状況
 - (1) 時代の要請及び学習指導要領総則改正の要点
 - (2) 幼児、児童・生徒数から見る今後の状況
 - (3) 幼稚園、小・中学校及び保育園の施設等の状況
- 2 川俣町の期待される幼児、児童生徒を育成するために
～ 川俣の教育「シルクプラン」の推進 ～
 - (1) 「シルクプラン」で目指す子ども像
 - (2) 「シルクプラン」具現のための課題
 - (3) 「シルクプラン」具現に向けた取組の方向性
- 3 「シルクプラン」に基づく川俣町の教育のあり方に関する提言
 - (1) 「シルクプラン」具現のための小学校の再編
 - (2) 幼児教育・保育の充実と子育て支援
 - (3) 地域と幼・保、小・中学校とをつなぐ「文教地区」構想
 - (4) 川俣町の「つながる教育」
- 4 「シルクプラン」推進のための提言に対する要請事項
 - (1) 小学校再編の対象となる地域における懇談会の開催
 - (2) 安全な登下校のための環境整備と
通学・通園における交通手段の確保
 - (3) 新たな教育の創造に伴う施設・設備等の整備
 - (4) 地域特性への配慮と学校再編後の施設・跡地利用の配慮
 - (5) 新たな学校や認定こども園への円滑な移行

○ おわりに

《資料編》

はじめに

川俣町は、「第5次川俣町振興計画」（平成23年度～34年度）において、「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」を基本目標に定め、教育委員会では、それを受けて「未来をひらく創造性豊かなたくましい人間の育成」を教育の基本方針として教育行政を進めてきました。

さらには、東日本大震災後の教育の再生復興に向けた、「第二次川俣町教育振興基本計画」を策定し、平成28年度から32年度までの5か年間に総合的に取り組む、以下の5つの教育施策を推進しているところです。

- | | | |
|---------|---|--|
| ○ 教育施策1 | … | 幼稚園・保育園・小・中学校との連携・強化を図り、豊かな個性と創造性を伸ばす教育を推進します。 |
| ○ 教育施策2 | … | 子どもの健康と安全・安心を確保するための教育環境を整備します。 |
| ○ 教育施策3 | … | 子どもを安心して産み育てることができる、子育て支援と豊かな保育環境を整備します。 |
| ○ 教育施策4 | … | 生涯学習社会の形成を目指し、生涯学習・芸術・文化・スポーツの振興を町ぐるみで推進するための組織基盤を確立します。 |
| ○ 教育施策5 | … | 地域に引き継がれている本町の伝統・文化を後世に残すため、保存・継承のための計画を策定します。 |

一方、全国的な傾向としての少子化は、川俣町においても進行しています。年々、町の出生率が下がり、児童生徒数も下降線をたどるなか、より魅力ある教育の振興は町としての重要な課題の一つと考えます。

併せて、わが国では、ますます知識基盤社会が進み、国際的な視野やコミュニケーション能力が求められるなど、子どもたちに求められる資質・能力が、今後、ますます多様化していくことが予想されます。川俣町の子どもたちが、自ら課題意識を持ち、その解決のために、主体的・対話的で深い学びを通して、意欲的に取り組むことができるための教育環境はどうあるべきなのか。そして、川俣町として、それをどのように推進し、整備していったらよいのかを広い視野から検討するため、平成30年2月に「川俣町 幼稚園、小・中学校のあり方検討委員会」が組織されました。

本委員会では、様々な立場の方々に組織された委員により、川俣町の期待される幼児、児童生徒を育成するための「シルクプラン」を検討するとともに、それに基づいた具体的な取組についての議論を進めて参りました。そして、ここで、「シルクプラン」を具現化するための提言を取りまとめるに至りました。

この提言書が本町の教育を取り巻く課題の解消や子どもたちにとって望ましい教育環境の整備に貢献し、より一層充実した教育を実現するための指針となるよう期待いたします。

1 川俣町立幼稚園、小・中学校及び保育園を取り巻く状況

(1) 時代の要請及び学習指導要領総則改訂の要点

これからの時代は、生産年齢人口の減少やグローバル化、絶え間ない技術革新等により、社会が急激に変化し、先の予測が難しい時代になることが予想される。そのような時代を生きる子供たちが持続可能な社会の担い手として成長していくためには、どのような教育を進めていかなければならないかは、大きな課題と言える。

OECD は、平成30年2月に「OECD Education2030」を発表し、「生き延びる力」を次の3つに分類している。

- ① 新しい価値を創造する力(新しい製品やサービス、新しい社会モデルを他者と協力して生み出す力)
- ② 緊張とジレンマの調整力(平等と自由、変革と持続性など、様々な需要間のバランスをとる力)
- ③ 責任をとる力(自らの行動の将来と始末を考慮する力、自分の仕事の成果について責任をもって説明できる力)

この力を育むためには、世の中を変える力を持ち、周囲にプラスの影響を与え、他の人の意図や行動、気持ちを理解し、短期的長期的な影響を予測できることが大切であるとしている。同時に学習者を取り巻く皆が「学び続ける存在」であることを求めている。

文科省は、平成29年3月に小学校・中学校学習指導要領を告示し、指導要領解説総則編で改訂の経緯を述べている。その中では、「学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と共同して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構築するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。」としている。

また、今回の小学校学習指導要領の改訂における、中学年の外国語活動の導入は、グローバル化が急激に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力の必要感が増していることと併せて、中学校への接続を重視している表れである。

加えて、「道徳」の「特別の教科 道徳」への全面改訂は、いじめの問題への対応の充実や、人とのかかわりの中で問題と向き合い、「考え」「議論」する道徳への展開が求められている。

なお、厚労省は、今回の保育所保育指針の改訂により、保育所を「幼児教育施設」として位置づけ、幼児教育の目的を明確にし、小学校就学後のつながりを明確にした。文科省の幼稚園教育要領の改訂によりさらに明確にされた「幼小接続」を幼・保ともに推進されることが期待される。

(2) 幼児、児童・生徒数から見る今後の状況

本町の人口は、13,326 名（H31.1 現在）であり、平成2年の国勢調査における 20,001 名から見ると、平成期のおよそ 30 年間で約3分の2に減少している。

さらに年齢3区分別の人口をみると、増加しているのは、高齢者人口（65歳以上）のみで、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）は、減少し続けており、特に年少人口は、この30年間で半分以下になっている。

《資料1》

■ ① 今後の児童・生徒数の推移から

本町の平成30年1年間の出生者は54名であった。これは、小学校低学年における30人学級編制の場合、全町でも学年2学級での学級編制となる数である。

また、ここ数年間における各年度ごとの各校在籍者数と、本町各学区の出生者数をもとに作成した、2019年度から2023年度までの「小・中学校児童・生徒、学級数見込み数」《資料2》から、小学校において、以下のことが想定される。（*山木屋小・中については、町の「通学区特認校制度」で進めるため、省く。）

- ① 2019年度に全町で444名である児童数は、2023年度には、345名になる。（99名の減：約22%の減）
- ② 2019年度に1つの学年に在籍する児童数が10名に満たない学級の数は、10学級であるが、2023年度には、15学級となる。（全体の50%）
- ③ 2019年度の小学校の通常学級数のうち、複式学級の数は、27学級中3学級（約11%）であるが、2023年度には26学級中4学級（約15%）となり、この数は児童数の減少に伴い、年々増加傾向である。

■ ② 文科省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」から 《資料5》

2023年度には、町内すべての児童が1つの学校で学んだとしても、1つの学年の学級数はほぼ2学級（全学年で13学級）となる。これは、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の第41条「小学校の学級数は**12学級以上18学級以下を標準とする**。ただし、地域の実情その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」で示されている最少学級数の「12学級」の数とほぼ合致する。

なお、文科省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から、学校小規模化の影響の例が示されている。

〈学校運営上の課題〉

- ・ クラス替えできず人間関係が固定化
- ・ 集団行事の実施に制約
- ・ 部活動の種類が限定
- ・ 授業で多様な考えを引き出しにくい

〈児童生徒への影響〉

- ・ 社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・ 多様なものの見方や考え方に触れることが難しい 等

その上で、学校規模の標準（12 ～ 18 学級）を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況ごとに区分して提示されている。

〈小学校(1 ～ 5 学級)複式学級が存在する規模〉

- ・ 概ね、複式学級が存在する学校規模では、学校全体の児童数や指導方法にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
- ・ 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や小規模校のデメリットの解消策や緩和策を検討・実施する必要がある。

(3) 幼稚園、小・中学校及び保育園の施設等の状況

平成 30 年 5 月 1 日現在、川俣町内の幼稚園、小・中学校の校舎等建築状況については、平成 30 年度「川俣町の教育」P.20 IV 学校教育の「5. 校舎等建築状況」に示されているが、主たる建物である校舎や園舎の新築・改築年は、以下のとおりである。

学校・園名	新築・改築年月	その他
福 田 小	昭54. 03 : 改築 築 40 年	
川 俣 小	昭62. 02 : 改築 築 32 年	
富 田 小	平元 . 03 : 新築 築 30 年	
川 俣 南 小	昭59. 09 : 新築 築 35 年	
飯 坂 小	平05. 02 : 改築 築 26 年	
川 俣 中	昭49. 05 : 新築 築 45 年	平 23.03 耐震補強
富 田 幼	昭52. 02 : 新築 築 42 年	平 22.09 耐震補強
川 俣 南 幼	昭58. 03 : 新築 築 38 年	
すみよし保	昭60. 02 : 新築 築 34 年	

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であると同時に、地域コミュニティや防災の拠点として利用される重要な建物である。そのため、安全面の確保は大きな課題であり、近年耐震化や大規模改修等により長寿命化が図られるようになってきている。今後、（学校施設の法定耐用年数は 60 年又は 47 年となっているが、）技術的にも更なる長寿命化を進めることが求められる。

現在、川俣町の学校や幼稚園等の校舎・園舎は、国の耐震基準をクリアしているが、新築・改築から概ね 40 年と言われる改修までの年数を考えると、築年数が 30 年を超える校舎や園舎を有する本町においても、今後、次々に改修工事が求められる状況にある。

2 川俣町の期待される幼児・児童・生徒を育成するために

～ 川俣の教育「シルクプラン」の推進 ～

《資料3》

今からおよそ1400年前、崇峻天皇の妃だった小手姫が、蘇我馬子に故郷大和を追われた皇子を探し求めてこの川俣にたどり着いた。そして、この地に桑を植え養蚕を行い、糸を紡ぎ、機織りの技術を伝えたと言われる。

川俣町は、古来から養蚕・機織業が盛んで、川俣羽二重で名を馳せてきた。近年では、海外ブランドにも認められた「川俣シルク」が有名である。本町の基幹産業の一つであるこのシルクのよさを「川俣の教育『シルクプラン』」として教育に置き換えることにより、取組をイメージしやすくし、子供たちや町の未来のために力を合わせて取り組みたい。

(1) 「シルクプラン」で目指す子ども像

■ ① 川俣町が目指してきた望ましい人間像に向けた取組の充実

変化の激しい時代を生きる子供たちが、持続可能な社会の担い手として成長していくためには、**知**（確かな学力）・**徳**（豊かな人間性）・**体**（健康・体力）の調和のとれた力、いわゆる「**生きる力**」を一層育むことがベースとなることは、言うまでもない。

その上に立って、川俣町では、子供たちが学びを通して、「**未来をひらく 創造性豊かで たくましく生きる**」人間になってほしいと願い、これまでも様々な施策を行ってきた。

- * 生涯学習社会の形成をめざした町ぐるみの生涯学習活動の推進
- * 幼・保・小・中の連携強化を図り、豊かな個性と創造性を伸ばす学校教育・幼児教育
- * 青少年を健やかに育成するための組織や協力体制の強化促進
- * 自らの健康と体力の向上を目指す体育・スポーツの推進
- * 伝統と芸術に満ちた文化活動の推進
- * 次世代を担う子どもの確かな成長を支える子育て支援の推進

今後もこの取組を大切にしながら、さらに重点化したり焦点化したりして、さらに実践の方向性が見えるように整理されることが望まれる。

■ ② シルクのよさからみた望ましい子どもの姿

真珠のような色彩や光沢の美しさをもつシルクであるが、身体を守り身体にやさしいこと、その丈夫さも注目されている。

シルクの特徴

- ・美しい光沢と色彩
- ・引き張りの強さ
- ・起きにくい静電気
- ・吸湿性・通気性・保温性
- ・紫外線（UV）カット率の高さ

これらを「**しなやかさと きめの細かさ、柔軟さと強靱さ**」といった言葉に変え、未来をひらく子供たちの姿としてイメージした。

これからの時代を生きる子供たちは、グローバル化への対応能力や人とのかかわるコミュニケーション能力が求められる。

さまざまな伝統や文化、価値観の異なる人々と関わる中で、自己実現をしていくためには、しなやかな感性を持ち、相手の人の思いを理解し、認めることが第一歩であり、それができる人間を育てなければならない。

併せて、知性や理性、根拠に裏付けられた自分の考えをしっかりと持ち、困難にも適切に対応できる強靱さも持ち合わせなければならない。

このような資質・能力を子供たちに培うためには、それぞれの校種が将来の子どもたちの姿を見据え、それぞれの校種で発達段階を踏まえた教育活動を積み重ねることが大切である。

(シルクからイメージする) それぞれの校種で迫りたい子どもの姿

- ・ 自分の未来予想図（夢とそれに向けた道すじ）
を描ける子ども
- ・ （みんなとともに）学んだことを（定着させ）
発信できる子ども
- ・ 学んだことを自分なりに判断し望ましい行動ができる
子ども（社会参画：シビックプライド）
- ・ 粘り強いチャレンジができる強靱な心と体

(2) 「シルクプラン」具現のための課題

■ ① 子どもの数の減少に伴う課題

本町における幼児・児童・生徒数の減少傾向は大きな課題である。

前章 1 - (2) - ② における文科省による「学校小規模化における児童生徒への影響」と同様、本町の小中学校においても、以下のような課題が出されている。

- ・ 集団及び序列の固定化
- ・ コミュニケーション不足
- ・ 他者への依存度の増加

この解決のために各小中学校では、一人一人の学びに目を向けたきめ細かな指導とともに、一人一人が身に付けるべき学力を保障することができる良質な授業への改善とともに、児童生徒の主体性を育む指導法の改善に取り組んできた。しかし、学校や教師の努力だけでは著しい効果は期待できない現状がある。

■ ② 幼・保と小学校、小学校と中学校との接続強化

本町の小中学校においても学校不適応の児童生徒や不登校の児童生徒が無くならない現状がある。各学校においては、きめ細かな指導を心掛

け、保護者との連絡を密にしながら、関係機関と連携するなど様々な取組を進めているが、解消まで至っていない事例も少なくない。

新たな学校不適応児童生徒を出現させないための方策として、各校種間の連携は大切である。互いの校種の取組を理解し、発達段階に応じたそれぞれの取組を進めることが大切であり、本町の第5次川俣町振興計画における6つの重点施策の中にも「保育園、幼稚園、小・中学校との連携強化」が挙げられている。

このため、学びの連続性の観点も含め、本町の学力向上推進協議会において、「小1プロブレム」と「中1ギャップ」の解消に向けた校種間の情報交換の場を作っている。また、町のPTA連絡協議会においても意見交換の場を作るなどしているが、これからも人づくりの観点から、町全体で幼・保、小・中を貫くさらなる取組を進めていく必要がある。

■ ③ 地域とともにある幼・保、小中学校の取組

本町の第5次川俣町振興計画では、町の将来像を「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」として、協働のまちづくりを基盤とした様々な取組の推進を謳っている。

川俣町は、豊かな自然の中、先輩の知恵や地域の伝統行事など、多くの教育的な（地域）素材に恵まれている。そして、一つの狭いエリア内に幼・保、小・中に加え、（川俣）高等学校も立地しているのは、「学びの連続」の観点からも大きな強みと言える。

加えて、川俣町は絹織物産業をはじめとした町内外の優れた企業や東日本大震災直後から本町に大きくかかわってくださっている近畿大学との強い絆があり、大きな強みと言える。

川俣町の学校は、それぞれ地域の皆さんに愛され、支えられてきた学校であることは言うまでもないが、さらに「地域とともにある学校（地域、保護者、学校のコミュニティ）」の創造を目指す、町や学校の取組をさらに進展していくことが求められる。

(3) 「シルクプラン」具現に向けた取組の方向性

未来を生きる児童生徒のための川俣の教育「シルクプラン」であるが、上記の課題を解決する「シルクプラン」具現化の取組として、本委員会では、以下の4点を中心に話し合ってきた。

- ① 「シルクプラン」実現のための小学校の適正規模・適正配置
- ② 学びの連続性の基盤である幼児教育・保育の充実と子育て支援
- ③ 地域と幼稚園・保育園、小・中学校とをつなぐ「文教地区」構想
- ④ 川俣町の「つながる教育」

3 「シルクプラン」に基づく川俣町の教育のあり方に関する提言

本委員会では、これからの希望ある未来を生きる子供たちや、私たちの郷土川俣町のための望ましい教育のあり方について1年間、7回の委員会を通して、川俣の教育「シルクプラン」の検討と、これからの町の教育のあり方についての議論を深めてきた。

その協議の骨子が＜資料4＞である。

これをもとに以下の4つの点について、本委員会としての提言をする。

(1) 「シルクプラン」具現のための小学校再編

提言1

町内の小学校を1校に再編（＊）し、「シルクプラン」に基づく望ましい（川俣町の）人づくりを進める。

＊ 山木屋小学校については、この計画とは別に、町の「通学区特認校制度」により進め、学校を継続する。

- ・ 安心・安全な登下校の環境整備や遠距離通学者のための配慮（スクールバスの運行など）を行う。
- ・ 子どもが学びやすい学校環境の整備を行う。

子供たちに求められる資質・能力は、今後ますます多様化していくことが予想される。しかし、その中でも、多くの人とのかかわりの中で培われていく、コミュニケーション能力の育成は、本町においても大きな課題と言える。

今後の見通しも含めた本町の児童生徒数の推移＜資料2＞からも、年々縮小の傾向は変わらず、学校小規模化の影響による、学校運営上や児童生徒への影響についても考慮しなければならない現状がある。

また、文科省の「適正規模・適正配置」の基準に照らすと、本町全体（山木屋小・中は別計画）の学校数は小学校1校、中学校1校が適当となる。

併せて、川俣町内の教育施設の老朽化も大きな課題である。安全・安心かつ望ましい環境の中で子供たちが学ぶためには、今後、学校施設等の大規模改修が年次計画で進められることが望まれる。このような現状から、川俣町の教育を推進する学校を絞ることにより、集中的に川俣の教育「シルクプラン」を浸透させていくという考えは自然であると考える。

委員会での協議の中でも、児童が互いに切磋琢磨しながら成長するためには、複式での学級編制の解消と、再編により1つの学年に複数の学級での編制を進めるという意見がほとんどだった。議論の中では、小学校2校案（A・B小学校案）も提案されたが、再編後の数年後には、B校に複式学級が出て、再び学校再編の話題が提案されることが予想されことから小学校1校の案で進めるよう確認した。

(2) 幼児教育・保育の充実と子育て支援

提言2

幼保一元化を志向した幼保連携型「認定こども園」を新設し、幼児教育・保育の充実と子育て支援の充実を行う。

- ・ 一か所で、0歳児～5歳児までの、保育から教育につながる教育を進めるための施設の整備を行う。
 - ＊ 川俣南小学校の再利用を進める。
- ・ 認定こども園の要件を満たす施設の整備を行う。
- ・ 安全面に十分に配慮した、保護者の送迎を想定した送迎車の導線や駐車スペースの確保を行う。

幼稚園・保育園、小学校、中学校、（高等学校）の学びの連続を大切にしたい。「シルクプラン」に基づく取組を推進したい。公的な学びのスタートである幼稚園・保育園の教育・保育内容の充実とともに、系統的な学びの推進を行うことが重要であるとする。

また、幼児数が少なくなる一方、保育を必要とする子供たちは増加している。保護者のニーズや社会情勢から幼稚園の教育に加え、保育園機能の充実を強く望む声が多くなっている。

本委員会においても、生活スタイルの異なる0歳から5歳児までの幼児が一つの施設に通園することにより、小学校に入るまでの発達や生活リズムの多様性に配慮した教育や保育を一体的に行うことができる幼保連携型「認定こども園」＜資料6＞の開園を望む声がほとんどであった。

(3) 地域と幼・保、小・中学校とをつなぐ「文教地区」構想

提言3

町内の2地区にそれぞれの特色を生かした文教地区を設定する。

- ◇ 川俣町文教地区A（学びの探究エリア）
- ◇ 川俣町文教地区B（学びとふれあいのエリア）

第5次川俣町振興計画後期基本計画策定に係る小学生ワークショップが2017年9月に町内6年生12名を対象に行われた。そこでは、「町の自慢」「町にほしいもの」「将来の川俣町に」という小テーマで話し合いが進められた。

子供たちから出された意見の中で、特に「子どもやお年寄りが安心して暮らせる町」「お年寄りにやさしい思いやりのある町」「ボランティアが活躍する町」というのが目を引いた。そして、「大きな図書館がほしい」という声も聞かれた。

本委員会においても、委員から、小学校の再編、幼保一元化を進める中で、ハード面・ソフト面から子供たちの優しい心や前向きな学びの姿勢を実現できるよう整えていくこと。小・中・高校生の学びの日常化を支える条件の整備。本町で大切にしている子育て支援の一環として、心のつながりを大切にした+αの取組を進めていくことで確認した。

※ 本委員会としての文教地区構想（案）… ≪資料7≫

◇ 川俣町文教地区A（学びの探究エリア）

- ・ 現川俣中学校 … 1階を ①町民ライブラリー（図書館）
②学びのスペース
③地域支援本部 として設置する。
（学校のスペースと切り離して管理できるようにする。）
- ・ 現川俣小学校 … 落ち着いた中で学べ、通常学級との交流もしやすいよう、校舎の一角を特別支援教育エリアとして設定する。
（町の特別支援教育のセンター的機能も担う。）
- ・ 現すみよし保育園 … 学童クラブを設置し、町の子育て支援の中心的な機能を担う。

◇ 川俣町文教地区B（学びとふれあいのエリア）

- ・ 現川俣南小学校 … 川俣町認定こども園とするとともに、
学びとふれあいのスペースを作る。
①調理室、工作室 … 町民にも開放
②街カフェ
（保護者や町民が集える子育て支援スペース）
③川俣町いきいき荘との交流
- ・ 現川俣南小のプール … 認定こども園の園児とともに町民にも開放
（町民プールⅡとしても活用可）

※ 上記の機能の一部を現川俣南幼稚園の園舎に設置することもできる。
川俣南幼稚園の活用については、地域のニーズも踏まえて検討する。

（4）川俣町の「つながる教育」

提言4

郷土川俣を愛し、地域のよさを誇りに思う教育を具現していくため、川俣の「つながる教育」を一層進めていく。

◇ 幼・保、小・中の学びの連続性

◇ 地域、保護者、学校のコミュニティ

＊ コーディネートする「地域支援本部」の設置
（提言3との関わりの中で）

「シルクプラン」において、「幼・保、小・中の学びの連続性」と「地域、保護者、学校のコミュニティ」の大切さはベースになっている。

平成29年告示の小(中)学校学習指導要領総則編のまえがきにおいて、「子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する『社会に開かれた教育課程』を重視すること。」と明記されている。川俣町の「つながる教育」の2つの視点は、未来を生きる子供たちにとって、今日的な重要な視点と考える。

社会の要請によるおよそ30あると言われる各種教育（いわゆる「〇〇教育」）の実践が学校現場に求められている。町や学校の課題解決に向けて軽重を付けて取り組むことが大切である。

川俣町では、子供たちの実態を踏まえ、町の施策と関連付け、5つの各種教育を校種を貫く重要な取組として実践してきており、今後も継続して取り組むことが望ましい。

- ・ 特別支援教育 ・ 外国語教育 ・ 科学・放射線教育
- ・ 情報教育（ICT活用） ・ 豊かな体験活動

また、幼稚園・保育園、小・中学校の教育に加え、本町には川俣高等学校も立地し、川俣町に関わる町内外の企業や近畿大学との強い連携も築かれている。地域、保護者、学校のコミュニティをどのように築いていくかも今後の課題と言える。

4 「シルクプラン」推進のための提言に対する要請事項

学校の再編は、「1つの学校に統合される」という考えではなく、「新たな未来を創造する 新しい学校が生まれる」という意識で行われなければならない。

そのためには、新しく生まれた学校で新たな教育を創り上げるという発想が必要である。川俣町の明るい未来を担う教育の中心としての魅力がある、目に見えた取組が求められる。

前章で提言した4つの項目を推進するにあたり、委員会において出された要請意見を以下に示すので、ご高配を賜りたい。

(1) 小学校再編の対象となる地区における懇談会の開催

学校再編に伴う統廃合の必要性については、児童・生徒の教育条件の改善と将来に向けての希望のためであることは、だれもが理解できることである。

しかし、地域にとっての学校は、その地域を担う人材を育てる中核的な場所であり、地域住民にとっては心のよりどころであり、地域づくりにも関わる重要な場所でもある。そのため、地域住民の十分な理解や協力を得ることができなければ学校再編は困難になると思われる。

については、町の首長部局との緊密な連携による検討をもとに、地域住民への説明と理解をいただく場としての「保護者・地域説明会」を計画的に開催する必要がある。そこでは、丁寧な説明を通して、十分な理解と協力が得られるよう配慮することが大切である。

なお、「保護者・地域説明会」においては、以下の2点を説明の中に入れた丁寧な説明を通し、保護者や住民の理解を得られるようお願いしたい。

■ ① 魅力ある学校づくり

学校再編の必要性を理解いただくためには、児童数の減少に伴う教育条件の整備が大きな理由の一つであるが、これだけを理由にするのではなく、学校再編によって統合後の将来的なビジョンが見え、より良い学校になるという希望ある道すじが見えることが大切である。

川俣の教育「シルクプラン」をもとに、より地域に合った具体的な展望が見えるよう、更なる検討と丁寧な説明をお願いしたい。

■ ② 学校再編により生ずる課題や不安への対応

本委員会においても学校再編に伴う様々な課題が出されてきた。地域説明会においても、多くの住民や保護者から出されることが予想される。

課題の解消や不安の緩和に向けての取組は、予算を伴うものも多いた

め、その実現に向けては、あらかじめ一定の見通しをもって、具体的に説明できるようにすることが重要である

本委員会の協議の中でも、特に安全な登下校の課題や児童生徒の環境変化に伴う対応、施設の老朽化への対応と魅力ある施設への転換、地域との関係の希薄化を防ぐための取組などを心配する声が出された。

これらの課題を解決するための本委員会での意見を以下に述べる。

(2) 安全な登下校のための環境整備と通学・通園における交通手段の確保

学校再編に伴い、通学区が今までよりも広範囲に広がることになる。本委員会においても、これに伴う課題が出され、その解決のための意見が出された。

■ ○ 安全・安心な登下校のための環境整備

《資料5》

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担法等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）第4条では、通学距離について、**「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」**としている。

川俣町においても学校を再編した場合、この範囲外から通学する児童生徒が増加するため、安全安心な登下校を保証するためには、以下の配慮が必要である。

- 1) 遠距離通学が必要な児童生徒に対し、スクールバスの運行、または、路線バスを利用した場合の運賃の補助や発着時刻の整備などの配慮が必要である。
- 2) 学校再編により、現在の川俣小学校に小学校が集約される場合、学校周辺の道路が狭いという課題がある。そのため、スクールバスの運行が多くなれば、交通渋滞の問題や徒歩で通学する児童生徒の安全にも大きな影響があることが心配される。
通学路の拡張、若しくはスクールバスの発着の場所の整備等安全に配慮した通学路の整備が必要である。

併せて、新設される「認定こども園」においても、スクールバスや保護者の送迎等による交通事故が心配されることから、安全な送迎のための導線の確保や安心できる施設等の見直しが必要である。

(3) 新たな教育の創造に伴う施設・設備等の整備

■ ① 安全・安心な学校環境の整備

川俣の教育「シルクプラン」は、地域とともにある学校を目指している。地域の多くの人々が学校に足を運ぶということは、「学校を開き、地域とともに歩む」という前向きの取組であり、望ましいことである。

しかし、一方では、面識の無い方も広く交流する、という危機意識は常に持ち続けなければならないということでもある。利用者との信頼関係を基盤におきながらも、安全・安心について、細心の注意を払わなければならないのは、言うまでもない。

例えば、子供たちの生活エリアと公共のスペースとの区分けをしたり、防犯カメラや警備員等の配置をしたりするなど、子供たちが安心して落ち着いて学べるような安全面の配慮も十分に行う必要がある。

■ ② 多くの子どもたちが望ましい環境のもとで学ぶ環境の整備

学校再編によって、該当の小学校が現在の川俣小学校の校舎に集約された場合、現在ある普通学級の数では明らかに不足となる。また、通常学級の他に同じ校舎に特別支援学級が複数配置されることから、普通学級数確保のための増改築または改修が必要となる。

また、校舎の老朽化が進んでおり、現在の校舎や施設のままだでは、近い将来には、清潔で健康的な生活環境を十分確保できなくなるという心配がある。

併せて**提言3**のとおり現川俣中学校の1階を公共のスペースにした場合には、2階以上に中学校の生活と学びのエリアを確保するための整備が必要となる。

「シルクプラン」に基づく新しい学校での新しい教育を進めるためには、上記のような環境整備が必要となることから、予算確保も含め、年次計画で確実に行う必要があると考える。

また、新生「認定こども園」についても、小学校の校舎を認定こども園の要件を満たした園舎に改修することが求められる。また、同時に、**提言3**の文教地区構想の「学びとふれあいのエリア」としての施設整備についても年次計画で進めることが求められる。

(4) 地域特性への配慮と学校再編後の施設・跡地利用の配慮

学校再編に伴う小学校の跡地利用については、地域の特性を生かした地域のための活用でありたい。文科省から出されたパンフレット「未来につながる『みんなの廃校プロジェクト』～廃校施設の有効活用」などを参考に、地域の活性化につながる利用の在り方についても、多くの人々の意見を参考にして綿密に進めることが求められる。

《活用用途例》

文科省「未来につながる『みんなの廃校プロジェクト』
～廃校施設の有効活用」より

- 体験交流施設（・体育　・文化　・農業体験　・川俣学）
- 文化・創業支援施設（・美術館　・博物館　・ものづくり学校）
- 福祉施設・診療所（・グループホーム　・老人ホーム　・診療所）
- 工場・加工施設（・地域の特産品　・企業誘致）
- 大学等のサテライトキャンパス

等

併せて、これまで各学校において地域の皆さんとともに取り組んできた、伝統芸能等地域文化の継承をはじめとする特色ある教育活動や、児童生徒の地域の行事等への参加などを、新たな学校の教育にどう反映し、どう継続していくかは、十分に配慮する必要がある。

(5) 新たな学校や認定こども園への円滑な移行

新たな小・中学校の増改築または改修に加え、**提言2**における、現川俣南小学校の校地・校舎等を利用した認定こども園の新設を進める場合は、計画・設計・工事をそれぞれ同時並行的に進めるものや、時期をずらして進めるものなどが出てくると思われる。

また、再編による児童の不安を最小限にするため、学校間の交流学習や交流体験活動などを見通しをもって計画的に進めていく必要がある。

再編の時期については、学級数の推移や、環境整備のために必要な期間も含め、先を見据えて計画されると思われるが、本委員会としては、およそ3年～5年後には、学校の再編や認定こども園の新設が完了するよう望む。

今後、町の財政状況を踏まえ、町当局の各部署と連携しながら時期を逸しないよう進めていただきたい。

おわりに

本委員会では、川俣町の教育のあり方について、町の人口（児童生徒数）や町の将来展望を踏まえ、子供たちにとってより良い教育環境を作ることを第一に、平成30年2月から7回のあり方検討委員会を開催し、1年間をかけて検討して参りました。

教育的視点から、子供たちにとってどのような教育が望ましいのか、また、川俣町にとってどのような子供たちに育ってほしいのかを中心に据えて、「川俣の教育『シルクプラン』」を吟味し、これをもとに川俣町の幼稚園、小・中学校のあり方について検討を進め、この提言書としてまとめました。

協議の中では、地域の皆さんの幼稚園や保育園、小学校や中学校に対する温かい思いが述べられ、開校した時の歴史的な背景も含め、地域にとっての学校や教育の重要性に改めて感じ入ったところであります。

しかし、子供たちが教育環境の違いにより、学校で得られる様々な経験を積む機会に差が出たり、学校規模による学校運営上の課題が出たりして、子供たちの学びに影響が出ないことを最優先に考えたとき、学校の規模や配置について、適正化を図ることが大切であるという意見でまとまりました。そして、新しく生まれる学校において、「シルクプラン」に基づく教育を集中的に推進していくことの大切さを確認いたしました。

町当局・町教育委員会におかれましては、このことを踏まえたうえでご検討いただきたいと存じます。

なお、検討にあたっては、学校関係者や保護者、地域の方々からの意見を十分に聞き、地区の実態や歴史的な背景なども勘案したうえで、丁寧な説明をしながら進めてくださるようお願いいたします。

最後に、この提言が幼児・児童生徒の心身ともに健やかな成長に寄与し、川俣町の教育環境の整備及び学校教育の充実に役立つことを願います。

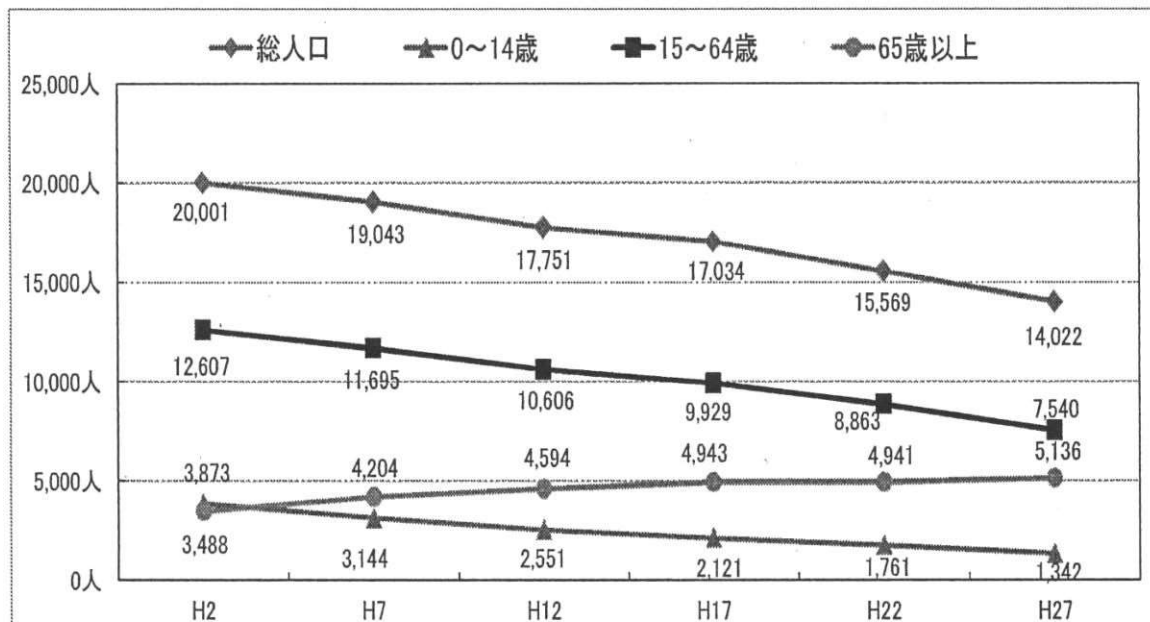
平成31年2月吉日

川俣町 幼稚園、小・中学校のあり方検討委員会

委員長 渡辺 博志

《資料1》

■川俣町の総人口の推移



出典：H2～H22 国勢調査（総務省統計局）／H27 福島県の推計人口（10月1日現在）

※年齢不詳者（H2：33名、H17：41名、H22：4名、H27：4名）がいるため、各区分の計と総人口は一致しない

《資料2》

小・中学校 児童・生徒、学級数見込数（2019年度～2023年度）

平成31年度

- * 全児童が通常学級で学び、全校で少人数学級を選択した場合
- * 山木屋小・中学校については、通学区特認校制度で進めるため、本統計には記載されていない。

中学校		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
川俣中	3年	87	3	103	4	86	3	88	3	86	3
	2年	103	4	86	3	88	3	86	3	83	3
	1年	86	3	88	3	86	3	83	3	72	3
	合計	276	10	277	10	260	9	257	9	241	9

小学校		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	
福田小	6年	6	1	14	1	10	1	10	1	5	1	
	5年	14	1	10	1	10	1	5		6		
	4年	10	1	10	1	5	1	6	1	7	1	
	3年	10	1	5		6		7		8		
	2年	5		6	1	7	1	8	1	4	1	
	1年	6	1	7	1	8	1	4	1	5	1	
	合計	51	5	52	5	46	5	40	4	35	4	
川俣小	6年	32	1	29	1	28	1	31	1	21	1	
	5年	29	1	28	1	31	1	21	1	30	1	
	4年	28	1	31	1	21	1	30	1	20	1	
	3年	31	1	21	1	30	1	20	1	30	1	
	2年	21	1	30	1	20	1	30	1	14	1	
	1年	30	1	20	1	30	1	14	1	17	1	
	合計	171	6	159	6	160	6	146	6	132	6	
富田小	6年	25	1	14	1	18	1	12	1	9	1	
	5年	14	1	18	1	12	1	9	1	16	1	
	4年	18	1	12	1	9	1	16	1	21	1	
	3年	12	1	9	1	16	1	21	1	15	1	
	2年	9	1	16	1	21	1	15	1	10	1	
	1年	16	1	21	1	15	1	10	1	14	1	
	合計	94	6	90	6	91	6	83	6	85	6	
川南小	6年	19	1	26	1	17	1	14	1	7	1	
	5年	26	1	17	1	14	1	7	1	12	1	
	4年	17	1	14	1	7	1	12	1	11	1	
	3年	14	1	7	1	12	1	11	1	8	1	
	2年	7	1	12	1	11	1	8	1	10	1	
	1年	12	1	11	1	8	1	10	1	17	1	
	合計	95	6	87	6	69	6	62	6	65	6	
飯坂小	6年	6	1	3	1	10	1	5	1	4	1	
	5年	3		10		5		4		5		
	4年	10	1	5	1	4	1	5	1	5	1	
	3年	5		4		5		5		3		
	2年	4	1	5	1	5	1	3	1	8	1	
	1年	5	1	5	1	3	1	8	1	3	1	
	合計	33	4	32	4	32	4	30	4	28	4	
* 1つの 学校にな った場合 の学級数	合計	6年	88	3	86	3	83	3	72	3	46	2
	5年	86	3	83	3	72	3	46	2	69	3	
	4年	83	3	72	3	46	2	69	3	64	2	
	3年	72	3	46	2	69	3	64	2	64	2	
	2年	46	2	69	3	64	2	64	2	46	2	
	1年	69	3	64	2	64	2	46	2	56	2	
	合計	444	17	420	16	398	15	361	14	345	13	

《資料3》

川俣の教育「シルクフラン」

【川俣町の教育課題】少子化の克服

多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨できる子どもに

【OECD】Education2030

世界が共有するビジョン

社会の急激かつ本質的な変化

・環境 ・経済 ・社会

知・徳・体の調和のとれた
未来をひらく創造性豊かで
たくましく生きる川俣の子ども

シルクのイメージから

しなやかさと きめの細かさ
・柔軟さと 強靭さ

(学んだことの発信 未来予想図を描く 自分なりに判断 粘り強いチャレンジ)

13歳
～
15歳

中学校

良質な授

業の実現

前向きで、責任ある行動ができる、
積極的な社会参画ができるスキルを！

6歳
～
12歳

小学校

読み聞かせ・読書学習プラン

土曜・長期
休業学習
プラン

集団体験
学習プラン

町内外企業、近畿大学等
との強い連携

幼稚園
保育園

豊かな体験を
通した
学びの芽生え

川俣高校との
連携・協力

3歳
～
5歳

情報教育(ICT 活用)

科学・放射線教育

特別支援教育

外国語教育

川俣町で重点
的に取り組む
各種教育

豊かな体験活動

川俣町のつながる教育

幼・保、小、中 一貫教育

地域、保護者、学校のコミュニティ

《学びの連続》

《川俣コミュニティ・スクール》

《資料3》

川俣の教育「シルクプラン」

日本一本気な教育宣言「川俣町」

未来をひらく 創造性豊かで たくましく生きる 川俣の子どもを育てるために

《課題と解決に向けて》

- 児童数の減少による、小集団での学習・活動の今の課題を明らかにして、その課題解決を図る必要がある。 (今年度の1年生は、6校で47名)
 - ▲ 集団及び序列が固定化
 - ▲ コミュニケーション不足
 - ▲ 他者への依存度の増加

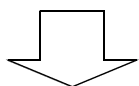
↓

 - 一人一人が身に付けるべき学力を保證することができる良質な授業への改善
 - 児童生徒の主体性を滞らせる指導法の見直し
- 幼・保と小学校との連携、小学校と中学校との連携による学校生活不適應の児童生徒の減少を図る必要がある。 ※ 不登校児童生徒の解消と新たな出現〇に！
 - 小1プロブレムと中1ギャップの解消に向けた取組
- 地域とともにある学校を目指す各園・各学校の取組を、今後も「川俣町の教育」の特色として継続・発展させていく必要がある。
 - 地域との連携
(自然体験、先輩の知恵の活用、企業・公民館との協力、伝統行事への参加等)
 - 川俣高校との連携・協力、町内外企業や近畿大学等との強い連携

《期待される児童生徒を育成するために》

～ 川俣の教育「シルクプラン」の具現化 ～

- ◇ 郷土川俣を愛し、地域のよさを誇りに思う教育を具現していくための教育の推進。
 - 郷土愛の醸成 → シビックプライドへ (自分自身が関わって地域を良くしていくとする、当事者意識に基づく自負心)
- ◇ 幼児教育の重要性を再認識し、保護者・地域のニーズに応じて改善・充実を図る。
- ◇ 一人一人のよさと育ちをしっかりと見取り、きめ細かな支援により児童生徒の可能性を伸ばす。



川俣の教育「シルクプラン」の推進

- ☆ 子どもの学びの連続性を図る幼稚園・保育園、小中学校の一貫した教育の推進
- ☆ 地域とともにある学校としての「川俣コミュニティ・スクール」の実現

- ※ 激変していく社会の変化に柔軟に対応するとともに、困難さにもまけず、粘り強くチャレンジできる資質能力を育む教育を推進する。
 - 知・徳・体の調和のとれた(「生きる力」をつけた)児童生徒の育成
 - グローバル化への対応とコミュニケーション能力の育成
 - ICTを正しく活用できる児童生徒の育成
- ※ 保育園保育指針、幼稚園教育要領、(幼保連携型認定子ども園教育・保育要領)、小・中学校学習指導要領の趣旨の具現。及び、OECD Education 2030における「未来の教育」の把握。
- ※ 課題解決に向けた、特色ある川俣町の「シルクプラン」の実現に向け、現在の各園・各小中学校も老朽化が進んでいる中、町の予算も鑑み、できるだけ有効な活用を図る方向で課題解決を図る必要がある。

《資料4》

あり方検討委員会での協議内容の骨子

幼児期からの望ましい川俣の子供たちを育てるために… 《川俣の教育『シルクプラン』をベースに》

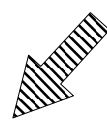
- 幼児期からの望ましい子どもの姿
→ 期待する川俣の人間像とそれを育む「期待される幼・保、小・中学校像」
- 川俣町「あり方検討委員会」で話し合われた望ましい幼・保、小・中学校像

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を有する子どもを育てる幼保・小中
- ・ 「望ましい集団」の中で、幼児・児童・生徒自身が自分から「幸せになろうとする」子どもを育てる幼保・小中
- ・ 人と積極的にかかわることができる、コミュニケーション能力を育む幼保・小中
- ・ 自分なりに地域社会のためになろうとする civic pride を持つ子を育てる学校
(社会参画意識の醸成)

- ・ 川俣町の幼児～高等学校の生徒までを見通した連続性のある学びを意識した幼保・小中
- ・ 特別な支援の必要な幼児・児童・生徒の学びを大切にした幼保・小中
- ・ 地域住民との関わりを大切にして取り組む幼保・小中
- ・ 地域の産業（企業）・大学との連携を大切にして取り組む学校



上記の望ましい川俣町の
学校像・子ども像に
迫るためには…



これまでの委員会での
話し合いから

- 児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図るためには、適正規模での教育が望ましい。
- 地域の人をはじめとする人との関わりを大切にしたネットワーク（コミュニティ）づくりを積極的に進める。
- 「認定こども園」の構想を進め、幼児教育の充実を図る。
- 学校等に人が集える場を構想する。

(文教地区構想)

Heartwarming
Kawamata Town



そのためには

《委員会での話し合いから》

- ① 小学校の再編はやむを得ない。（1校への再編意見が主流）
 - ※ 周辺道路の整備、校舎の改修は必要
→ 中学校との関わりも考えたい（一貫校、校舎利用等）
- ② 幼保一元施設（認定こども園も想定）は川俣南小の跡地利用で
- ③ 文教地区を2地区に（アカデミックな場 と 子育ての場）
- ④ 夢のある再編後の跡地・施設利用についても想定する。

※ 山木屋小・中学校については、町の「通学区特認校制度」により継続する。

《資料5》

【文科省 少子化に対応した活力ある学校づくりに関する参考資料より】

学校の適正規模・適正配置 関係法令

学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

※中学校については、第49条において準用

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第49条において準用

※昭和33年の省令改正により条文化（それ以前は学校規模に関する規定はなし）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

1

《資料6》

【内閣府 ホームページより】

①

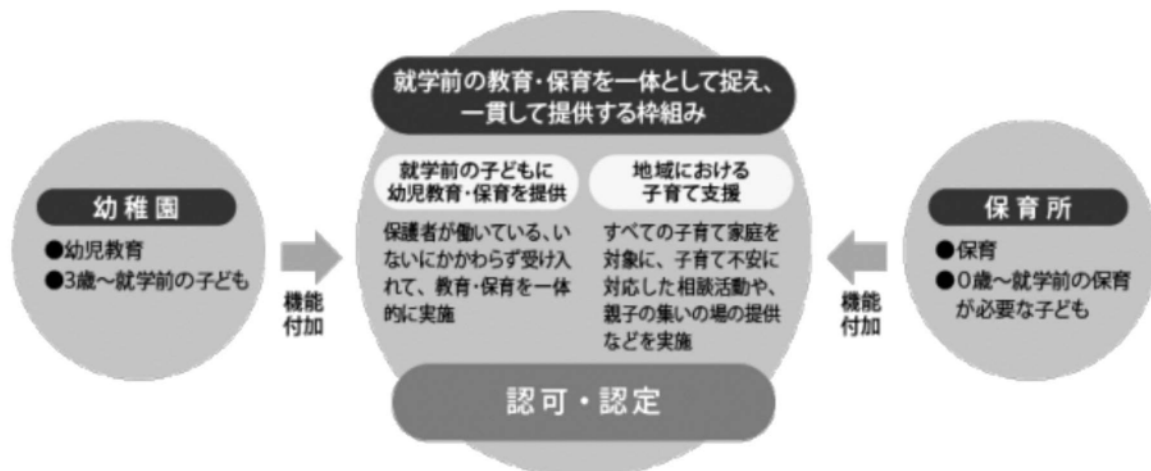
就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）

②

地域における子育て支援を行う機能

（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）



※ 幼保連携型の「認定こども園」とは、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプである。

《資料7》

「未来をひらき創造性豊かでたくましく生きる」人づくりのための

川俣町「文教地区」構想図（案）

